

平成 24 年第 4 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 24 年 12 月 11 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 佐藤敬貴
書記 佐藤ちはる

議 事	
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 4 回更別村議会定例会を開会いたします。(10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 24 年第 4 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、師走を迎え大変ご多忙の中にご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。 今年はい更別村誕生 65 周年という節目の年にあつて、年度初めの異常な気象によって農業への影響が大変心配されたものの、天候の順調なる回復と高い農業技術により、豊穰の出来秋を迎えられたことが何よりであります。 また本年度の村づくりにおいても、議会を始め村民の多大なご支援とご協力をいただき、ほぼ順調に進めることが出来ておりまして感謝に堪えないところであります。 一方、内外の情勢は T P P 参加問題、円高デフレによる国内経済の低迷、社会保障と税の一体改革としての消費税増税問題、原発問題等、電気の安定供給課題など、諸課題山積の中で、今日本の進路を問う衆議院総選挙が行われているところであります。 国民の総参加によって、国民の望む、期待する国づくりを願っております。 平成 24 年度の村づくりも残すところ 3 か月と少々となりました。 本年度に計画した事務事業の総点検をはかり、残された期間、全力を傾注し執行してまいるとともに、昨日から夏の節電に続いて冬の節電が開始されましたが、目標とする 7%以上の削減を達成すべく努力をするものであります。 本定例会におきましては、衆議院議員総選挙にかかわつての補正予算専決処分の件と条例の一部改正案 3 件、一般会計他各会計補正予算 5 件

		など、ご審議をいただくこととしてございます。 よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましての挨拶といたします。
議	長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。(10 時 03 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、5 番久門さん、6 番堂場さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		高橋議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 4 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 11 月 30 日午前 10 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 12 月 18 日までの 8 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 18 日までの 8 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 11 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。 次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 松橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長 議 長	(総務厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行った。) 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 久門産業文教常任委員長 (産業文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行った。) これで常任委員会の報告を終わります。 日程第5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。 岡出村長 それでは、一般行政報告につきまして口頭にて補足説明をさせていただきます。 1点目の平成24年度建設工事進捗状況についてでございますが、別紙1のとおりであります。 内容は省略させていただきますけれども、事業にあたりましては議会並びに村民のご協力をいただき、順調に進めさせていただいているところであります。 2の院外薬局用公有地売却プロポーザルの選考結果についてでございます。別紙2でお示しをしておりますが、内容について説明をいたします。 1)の院外薬局の応募要件でございますが、①更別村国保診療所の診療時間以上の薬局開局といたしました。②在宅患者の訪問薬剤管理指導、③地域福祉医療の担当者会議等の参画、④日用消耗品などの販売、⑤平成26年4月1日までの薬局開局を条件としたものであります。 2)の公募スケジュールにつきましては、ご覧いただきたいと存じます。 3)の応募状況でございますが、応募は3団体1個人の応募がございました。 4)企画書審査項目でございますが、記載の7項目に基づきまして審査を行ったところであります。 5)公有地売却決定者、審査の結果、更別村字更別南1線91番地46、有限会社、フナキ薬房、代表取締役、船木静枝氏に決定したものであります。 公有地の売却面積につきましては330㎡、100坪とするものであります。 以上、報告といたします。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
産業文教常任委員長 議 長 議 長	
村 長	
議 長	

議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
議	長	日程第 6、教育行政報告を行います。
		教育行政報告は文書で配布されております。
		これで教育長からの教育行政報告を終わります。
		これから教育行政報告に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
議	長	日程第 7、承認第 3 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認を求める件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	承認第 3 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認を求める件でございます。
		平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 4 号) について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規程によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
		1 枚めくっていただきますと、専決処分書の写しであります。
		平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 4 号) を別紙のとおり専決処分するということでございまして、理由といたしましては、歳入歳出予算について、平成 24 年 11 月 16 日の衆議院解散に伴い、平成 24 年 12 月 16 日に第 46 回衆議院議員総選挙を実施するため、緊急に補正をする必要が生じたが、議会を招集する暇がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものでございます。
		次のページ、専決処分した予算書でございますが、平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 4 号) でございます。
		第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,031 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,213,813 千円とするものであります。
		その内容でございますが、歳出の 6 ページをお願い申し上げます。
		6 ページは歳出でございます。
		款 2 総務費、項 4 選挙費、目 3 衆議院議員選挙費、4,031 千円を追加するものであります。内訳であります。1 の報酬として 633 千円、これは選挙管理委員投開票、立会人、管理者等の報酬でございます。3 の職員手当等につきましては 2,222 千円、事務従事者の手当でございます。9 の旅費につきましては 45 千円の追加、これは費用弁償等でございます。11 の需用費につきましては 488 千円の追加、選挙に係る消耗品等でございます。12 の役務費につきましては 357 千円の追加、選挙に係る

通信費等でございます。13 の委託料につきましては 286 千円の追加、これにつきましては次のページにお示しをしてございますが、選挙ポスター掲示場作成委託料となっております。

次に歳入であります。

5 ページをお願い申し上げます。

5 ページは歳入でございますが、款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、1,331 千円を追加するものであります。

款 14 道支出金、項 3 委託金、目 1 総務費委託金、2,700 千円の追加、これにつきましては、衆議院議員選挙の委託金でございます。

8 ページからの給与費明細書につきましては、お目通しを願いたいと存じます。

以上、提案説明といたします。

ご承認方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから承認第 3 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

議長 日程第 8、議案第 39 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第 39 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1 の理由であります。更別村職員の職務及び組織機構の一部を見直すことに伴い、関連する条文を整備するため、この条例を制定しようとするものでございます。

なお、経過と説明を加えさせていただきますと、人件費の抑制策の中

で柔軟かつ効率的で機能性に富んだ組織とするために、平成 14 年度から段階的に係長制の廃止、課長職の職名を参事に変更するなど、見直しを図っていったところであります。一方、村民はもとより、国、道、関係機関からは、この組織につきましては、わかりづらいとのご意見をいただくことがあり、このため見直しの精神や考え方は踏襲しつつ、平成 19 年 10 月には参事を課長に戻したところであります。その後におきましても、旧課長補佐職が主幹、旧係長職が上席主査としてきたことにつきましても、担当する職名による組織につきましては種々支障もあったところであります。今般、これまで進めてきた行革の精神や見直しの考えを十分踏まえまして、次の 2 の要旨のとおり改正見直しをするものであります。

2 の要旨であります(1)といたしまして、管理職手当支給の対象となる職務のうち、主幹職を課長補佐職に改め、当該職務に課長補佐を加えるということであります。

(2)給与表に定める職務のうち、課長補佐を加え、上席主査を係長に改める。

この改正につきましては、(3)のとおり、平成 25 年 4 月 1 日とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページが改正する条例の本文でございます。

改正後と現行がございます。

管理職手当の第 12 条 2 項の中に主幹職とありますものを課長補佐職に改正する。別表第 2、職務分類表の 3 級の欄でございますが、上席主査を係長に改正、そして 4 級の欄の主幹職の前に課長補佐職を加える。

(2)では上席主査を係長に改める。

次のページをお願い申し上げます。

(2)の相当困難な業務を行う、次に課長補佐職を加えるということにしたいと思っております。

別表 3 の関係では、区分ところで主幹職のところを課長補佐職に、その下でございますが、主幹の前に課長補佐を入れるということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとでございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

議 長

議 長

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 39 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 9、議案第 40 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 40 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1 の理由でございますが、企業誘致の促進・既存法人の体制強化、法人化を目指す農業経営者への支援等を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

2 の要旨であります。 (1) 村内に事務所又は事業所を有する法人及び村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該村内に事務所又は事業所を有しないものに対して課する均等割の税率は、法人等の区分にかかわらず地方税法第 312 条第 1 項に規定する標準課税とするということであります。

(2) 法人税割の税率を現行の 14.7% から地方税法第 314 条の 4 に規定する標準税率 12.3% とする。

(3) 改正条例の適用については、納税の公平性を保つため税の申告期間が平成 25 年度にまたがる平成 25 年 2 月 1 日以降に終了する事業年度分から適用するということでございます。

次のページをお願い申し上げます。

更別村税条例の一部を改正する条例の本文でございますが、現行と改正後を載せてございます。

均等割の税率につきましては、それぞれ出資金等の区分によりまして 9 段階に分かれてございますけれども、それぞれ今まで標準税率に 1.2 をかけて税率を決めてまいりましたけれども、今般、標準税率にすることで、それぞれ各層に渡って 20% 減額をするということでございます。 3 ページをお願い申し上げますが、1 番下の欄の法人税割の税率につきまして、現行、100 分の 14.7 でありますけれども、これにつきまし

ても標準税率の 12.3%にするものであります。

次のページをお願い申し上げます。

附則でございますが、第 1 条といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 2 月 1 日から適用する。

第 2 条、改正後の村税条例の規程中、法人の村民税に関する部分は、平成 25 年 2 月 1 日以降に終了する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例によるという経過措置を設けてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。

これから議案第 40 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

議長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、議案第 41 号、更別村敬老祝金条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第 41 号、更別村敬老祝金条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1 の理由であります。祝金贈呈対象者の年齢計算を数え年によるものとしている規程を満年齢により表現するように改めるものであります。

2 の要旨といたしましては、(1) 祝金の贈呈対象者を祝金を贈呈する年の 9 月 1 日現在において本村に引き続き 1 年以上住所を有し、当該年の

12月30日において年齢が76歳、87歳及び98歳であることが見込まれる者とするよう改める。

(2)大正3年9月3日から大正3年12月31日まで、大正14年9月3日から大正14年12月31日まで及び昭和11年9月3日から昭和11年12月31日までに出生した者で平成25年9月1日現在において本村に引き続き1年以上住所を有する者を本則の規定に関わらず平成25年に限り贈呈対象者とするように附則で規定するものであります。

今般の改正によりまして、本年度、贈呈の対象とならない各賀寿を迎えられる9月3日から12月31日までの出生者に対しましては、平成25年度に対象にするという経過規定をもうけるものであります。

次のページをお願い申し上げます。

改正条例の本文でございますが、現行と改正後をお示ししてございます。

贈呈対象者、第2条、祝金の贈呈者は当該年の9月1日現在、以下基準日において本村に引き続き1年以上住所を有するもので、基準日までに数え年、77歳、88歳及び99歳の年齢に達する者に対して贈呈するというものを、当該年の9月1日現在において、本村に引き続き1年以上住所を有し、当該年の12月30日において年齢が76歳、87歳及び98歳であることが見込まれる者とするというように改正するものであります。

次の贈呈要件、第5条中、基準日とございますものを贈呈の日と改めるものであります。

附則でございますが、1といたしまして、この条例は、平成25年1月1日から施行する。

2の文面につきましては、先程、要旨のところでご説明したとおりに経過措置をこのようにもうけるものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

3番 赤津さん

3番赤津議員 今度はやっとすっきりしたというか、わかりやすいと思います。
今までは数え年で色々問題点もあったのですが、満年齢になって良かったと思います。

そこで、2の部分で救済の分野だなと理解をするのです。

それでこれで全くもう心配ないのですか。もれる人はいませんか。

何名くらいいるのか教えていただきたい。

議長 金曾保健福祉課長

保健福祉課長 今回の改正によりまして来年度に該当される方は7名と計算しております。

議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 41 号、更別村敬老祝金条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
議	長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。(10 時 45 分) 午前 11 時 00 分まで休憩いたします。
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 00 分) 日程第 11、議案第 42 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 5 号) の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 42 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 5 号) の件でございます。 第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,738 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,285,551 千円とするものであります。 今般の補正の主なものといたしましては、これまでの事務事業執行にかかわって執行残の減額、それから今後の事業推進に必要なものを追加補正させていただく、あるいは新規のものとして灯油価格の高止まり傾向から昨年に引き続き福祉灯油の実施をするものであります。これら予算の中で余剰財源となるものの積み立て、追加補正をするものでございます。 なお、詳細につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	三好副村長
副 村	長	(議案第 42 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算 (第 5 号) の件について、補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 4 番 松橋さん

4 番松橋議員	2 点程あるのですが、まず最初に牧場の入牧頭数が入らないから減りましたよということで、経費の方で 1,200 千円使いませんでしたよということは、結局は収入が少ないから経費の方もおさえたという考え方で すか。
議 長 産業課長	安部産業課長 経費をおさえたのではなくて、見積もり合わせによる肥料代等の単価の減が支出の分では主なものです。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん ということは、肥料代の単価を高く見ていたと単純に考えていいのですか。
議 長 産業課長	安部産業課長 単カル等の資材で一部撒くのをやめた分ですとか、見積もり合わせによる単価が落ちた分について今回減額しているものです。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 単純にこの説明を受けていますと、肥料単価が違ったというのはそれでいいのですけれども、収入が少なかったから次年度に向けた経費をおさえたと僕らは感じてしまうのだけれども、そういう考え方はないということでしょう。 説明がわかりづらいので、わかりやすく。
議 長 産業課長	安部産業課長 収入が減ったから経費をおさえたということではなくて、単に執行残ということで減額させていただきます。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 駐在所の跡地は役場のものだという説明があつて、建物を 250 千円で購入したということは、壊すのではなくて何かに使うということですか。
議 長 副 村 長	三好副村長 これからのことなのですからけれども、駐在所が移転することを聞いた住民の方がおられます。壊すのはもったいないので自分で使いたいという申し出があつたものですから、それに基づきまして土地の有効活用等を考えまして、売却の方向で検討していきたいということで今回補正予算を計上させていただいて建物を村のものに一旦いたしまして、それを土地とともに売却をしていきたいと考えているところでございます。
議 長 2 番高橋議員	2 番 高橋さん 歳出の 16 ページ戦没者追悼式経費で 27 千円の減と大したお金ではないのですけれども、その食料費の減ということで、これは出席者が少なかったのかどうか説明をお聞きしたいです。
議 長 住民生活課長	荻原住民生活課長 この件につきましては、予定していた参加者が集まらなかったことで、その分の減となります。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

19 ページの農業整備対策事業ということで、1,253 千円の減ということですが、農業体質強化事業整備工事費は担い手事業ではなくて春に国から特別に来たあの事業の残ということですか。

議長
産業課長

安部産業課長

これは春先にご説明しました暗渠事業のもので、その執行残ということです。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

執行残ということは、この暗渠をやめたと言いますか、申し込みはしたけれども事業をしないということで取り止めたということでしょうか。

議長
産業課長

安部産業課長

事業は予定通り 8 ヘクタールおこなっています。
これは入札による執行残でございます。

議長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

福祉灯油で聞きたいと思います。

去年の戸数と今年の戸数の割合を教えてください。

それから申請のスケジュールというかやり方というか、対象者が一応そういう制度があるのだけれども、役場に申し込まなかったらもらえないというように一般の方は思っているのです。そのやり方というのはいちよと不親切。どちらかと言ったらあなたは対象ですよという方法を、さっきハガキうんぬんと言ったのは、そういう分でやっているのだなというふうに理解はするのですけれども、その中で要件が 3 つあるでしょう。だからその分を書いて丸か何かしないと、いつも隣でもらってうちにはもらえないとか、色々な苦情が来るのです。ですからそういった面できちんとあなたはこういうことで対象だから当たるのですということをおわかりやすくすることと、申請をおわかりやすく、申請しなくても当たっているのなら、そのまま出しても良いのではないかと思うのだけれども、一応申請しなさいということで、役場のやり方はわかるのですけれども、そういった面の配慮というか、お年寄りに対するあれだと思いますので、その辺説明して下さい。特に申請の仕方についてお願いしたいと思います。

議長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

平成 23 年度にも福祉灯油の支給を実施しておりまして、平成 23 年度につきましては 77 世帯の方が申し込みありました。

それと周知の方法ですが、平成 23 年度につきましては、各戸配布のチラシ、街頭放送などで周知しているところでございます。

申請方法ですが、申請につきましては、こちらからお知らせするというのではなく、それぞれ該当すると思われる方については申請して下さいということでお知らせしているところでございます。

議長
3 番赤津議員

ただ、条件が確かにございまして非課税世帯で高齢者の単独世帯、障害者のおられる世帯、一人親家庭の世帯といった条件がございすけれども、これらの情報につきましては、個人情報という部分もございまして、その部分につきましては、税法等との調整もございまして、こちらで直接把握しておさえるということはしておりません。以上です。

3 番 赤津さん

わかっているのです。

だからその辺を役場だからそうなのだろうなと思うのだけれども、放送しているから、あれしているから、あとはあたっての人が自分で該当する人は申し込みなさいというのが果たして本当にどうなのかなと思うのです。封書にして支給されるのですよというやり方というのを優しさのある色々な面でのやり方ではないかと思います。去年は 77 世帯で今年は 121 世帯で、それは 100%全部あっていますか。去年の 77 世帯のうち受けていない人はどれくらいいますか。

議長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

昨年につきましては 107 世帯という想定をしておりましたけれども、77 世帯からの申し込みということになっております。

議長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

今年は 121 世帯ですよ。

議長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

はいそうです。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第 42 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 5 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第 12、議案第 43 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長

議案第 43 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件でございす。

第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ434,095千円とするものであります。

今回の補正の内容であります。歳出から説明申し上げます。

7ページをお願い申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で319千円の減額であります。内訳であります。12の役務費で96千円の追加であります。これは光回線の整備に伴うものでありまして、今般追加をさせていただきます。13の委託料につきましては415千円の減であります。電子カルテOA機器の保守点検並びにソフト作成の委託料につきまして執行残として減額するものであります。

款2医業費、項1医業費、4,707千円の追加であります。内訳といたしまして、目2医薬品衛生材料費で5,455千円の追加となるものであります。これにつきましては、11の需用費で5,455千円、外来収入と関連する収入が伸びてございまして、それと連動して医療用薬品費を追加させていただくものであります。目3医療委託料につきまして520千円の追加であります。これにつきましても外来収入等の伸びに関連いたしまして、検査委託料を追加させていただくものであります。目5医療用機械器具費につきましては1,268千円の減であります。13の委託料で316千円の減、15の工事請負費で882千円の減、18の備品購入費で70千円の減、それぞれ委託料につきましてはOAシステムの初期導入委託料は執行残でございます。15の工事請負費につきましては、診療所改修工事、電子カルテのLANシステムの配線工事につきまして執行残、18の備品購入費につきましては、医療用備品購入として電子カルテ用OA機器の購入につきまして執行残として減額させていただくものであります。

次に6ページの歳入をお願い申し上げます。

款1診療収入、項2外来収入で5,975千円の追加であります。それぞれこれまでの実績、今後の推計を見まして今般それぞれ追加をさせていただくものであります。目1国民健康保険診療報酬収入では1,419千円、

目2社会保険診療報酬収入で871千円、目3後期高齢者診療報酬収入で2,894千円、目5一部負担金収入で791千円、それぞれ追加補正とするものであります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、287千円の減額であります。それぞれ歳入歳出の調整をいたしまして、今般、減額をするものであります。

款7村債、項1村債、目1過疎対策事業債につきましては、1,300千円の減額でございます。医療機器等整備事業といたしまして、電子カルテ整備事業を行ってございますけれども、これは実績により減額となるものであります。

3ページをお願い申し上げます。

		第2表、地方債の補正でございますが、整備費の減額に伴いまして補正前の過疎対策事業債につきましては 61,300 千円見てございましたけれども、今回 1,300 千円を減額いたしまして 60,000 千円とするものであります。
		以上、提案説明とさせていただきます。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		7 番 本多さん
7 番本多議員		電子カルテを入れられまして、それによりまして待ち時間の短縮といった事例はございますか。
議	長	日崎診療所事務長
診療所事務長		本稼動が 11 月 1 日からでありまして、まだ新しいシステムに慣れないところもあり、待ち時間はちよっと伸びているところが現状であります。今後慣れてきましたら短縮されるとは思いますが、今の時点ではまだそこまでいっておりません。
議	長	7 番 本多さん
7 番本多議員		自分も 12 月の頭に診療所に行ったのですけれども、ちょっと前と大分時間が短くなったような気がしたのですけれども、実際にそういった事例はないということなのですけれども、慣れてきて待ち時間が短くなってきたら、そういったことを住民によく知らせる必要があるのではないかなと思います。ちょっと時間が長くてとても使えない、隣町に行っ方が早いという人もおられるので、そういったことが改善されれば、そういったことを住民に周知していただきたいと思います。
議	長	日崎診療所事務長
診療所事務長		そのように周知したいと思います。
議	長	他に質疑はありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 43 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 13、議案第 44 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別

村 長

会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第 44 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の件であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,465 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,088 千円とするものであります。

補正の内容でございますけれども、まず歳出から説明申し上げます。

6 ページをお願い申し上げます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、1,465 千円の追加でございます。これにつきましては、現年度保険料収入の増並びに軽減額、事務費負担金の確定に伴いまして、納付金の増額補正を行うものであります。

歳入をお願い申し上げます。

5 ページをお願い申し上げます。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料、1,341 千円の追加でございます。現年度分の普通徴収保険料につきましては、確定見合いによりまして今般増額するものでございます。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、124 千円の追加であります。内訳であります、1 の保険基盤安定繰入金につきましては、413 千円の追加であります。今般の増額に伴いまして、ルール分として増額をするものであります。2 のその他一般会計繰入金につきましては、289 千円の減であります。事務費対象分となっておりまして、平成 23 年度分の事務費の精算によりまして、今般減額するものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 44 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会

		計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	ここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。（11 時 50 分）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（13 時 30 分）
議	長	日程第 14、議案第 45 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 45 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件でございます。
		第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 475 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,727 千円とするものであります。
		内容であります、歳出、6 ページをお願い申し上げます。
		款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費、475 千円の減額であります。13 の委託料におきまして、31 千円の減、これは水道施設保守点検業務委託料として執行残で減額するものであります。15 の工事請負費で 132 千円の減であります。これは水道メーター取替工事費で、これも執行残で減額、27 の公課費、312 千円の減であります。これにつきましては、平成 23 年度分の消費税確定によります減ということであります。
		次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。
		款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、475 千円を減ずるものであります。歳出の減額補正を受けて、一般会計繰入金を減ずるものであります。
		以上、提案理由といたします。
議	長	ご審議方よろしく願いを申し上げます。
		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		（ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		（原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 45 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正

		予算（第 2 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 15、議案第 46 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 46 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175,454 千円とするものであります。 補正の内容であります。歳出、6 ページをお願い申し上げます。 款 1 総務費で 189 千円の追加であります。内訳であります。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきましては、311 千円の減額であります。これにつきましては、平成 23 年度分の消費税減ということでございます。項 2 施設管理費、目 3 個別排水施設管理費で 500 千円を追加させていただくものであります。これにつきましては、施設修繕費ということでございまして、浸透枳の修繕費が増えてございます。約 5 軒件、500 千円を追加させていただくものであります。 款 2 事業費、項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費で 94 千円の減でございます。これにつきましては、浄化センター周辺整備工事の執行残ということで減ずるものであります。項 3 個別排水処理施設整備費につきましては、補正額は 0 円でございますけれども、分担金の収入増から財源振替を行うものであります。 次に歳入 5 ページをお願い申し上げます。 款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金、228 千円の増であります。目 1 下水道事業分担金におきましては 140 千円、目 2 個別排水処理事業受益者分担金におきましては 88 千円の増となっております。これらにつきましては、一括納付が増えてございますので、今回増額補正するものであります。 款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、133 千円の減でございます。これにつきましては、歳入歳出のバランスを取りまして、一般会計の繰入金を減ずるものであります。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしく願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

		質疑の発言を許します。
		7 番 本多さん
7 番本多議員		個別排水施設管理費の中で修繕ということですが、この5軒分の修繕というのはどういう内容のものですか。
議 長		三品建設水道課長
建設水道課長		個別排水の部分で浄化槽からそれぞれ浸透枡等によって排水をしているところでございますけれども、その浸透枡の浸透する速度が遅くなったということで、掃除とか汲み上げというふうな形で修繕をしているところでございます。
議 長		7 番 本多さん
7 番本多議員		今年は5軒分ということですが、これは今後こういった修繕というのは長年にわたって続くものですか。
議 長		三品建設水道課長
建設水道課長		今年はある程度雨が多かったという部分もあるのかと思いますけれども、統計的にはそんなに増えないだろうというふうには見えているところでございます。
議 長		他に質疑はありませんか。
		(ありませんの声あり)
議 長		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議 長		これで討論を終わります。
		これから議案第46号、平成24年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第16、発議第1号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		2 番 高橋さん
2 番高橋議員		発議第1号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件の提案理由を申し上げます。
		更別村議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものです。
		理由といたしまして、本会議等の会議の活性化、論点の明確化に向け、自由討議、反問権を導入するため、この規則を制定しようとするものです。

		要旨といたしまして、(1) 動議による議員間の自由討議の取扱いを定める。(2) 村長等が議員の質問に対して論点・争点を明確にするための逆質問の取扱いを定めるの 2 点でございます。 次のページ、新旧対照表をご覧ください。 改正後を中心に説明します。第 6 章では、第 51 条の次に第 51 条の 2 として、自由討議の条文を追加するものです。 また、第 62 条の次に第 62 条の 2 として、質問に対する反問の条文を追加するものです。 附則といたしまして、この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。 以上、高木議員の賛成を得て提出するものです。 よろしくお願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから発議第 1 号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決いたします。
議	長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 17、陳情第 1 号、泊原 1、2 号機の再稼働の断念を求める陳情書の件を議題といたします。
		おはかりいたします。 ただいま議題となっております陳情第 1 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。
議	長	これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
		したがって、陳情第 1 号、泊原発 1、号機の再稼働の断念を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 18、陳情第 2 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入

れ拒否に関する決議を求める陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情第2号の件については、会議規則第92条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する決議を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長

おはかりいたします。

議事の都合により12月12日から12月16日までの5日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、12月12日から12月16日までの5日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(13時45分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 12 月 11 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 久 門 尚 二

同 議員 堂 場 聰 志